

## 調査結果を踏まえた論点について（案）

## 1. エスカレーターの安全対策を講ずべき範囲について（調査結果を踏まえて）

- ① エスカレーターの安全対策については、建物所有者側において、
- ・ 建築基準法で義務付けられた最低限の物理的な「ハード対策」を行っているもの
  - ・ 上記に付加して「ハード対策」もしくは警備員等の配置や注意喚起等の「ソフト対策」のいずれかを行っているもの
- がある。
- ② ヒアリング調査結果において、これらの安全対策については、
- ・ 正しい使用状態である「正しいステップ位置に立ち止まり、手すりにつかまった状態」での使用のほか、建物の特性に応じたリスクも考慮して対策が行われている。
- ③ また、判例調査の結果においても、
- ・ 建物管理側において、子どもが利用する建物用途等の場合には一定の配慮を行う責務があるとされているケース
- もあることから、安全対策を講ずべき範囲として、建物用途や利用環境による一定の危険性も含めた範囲と考える必要がある。

## 【判例事例（建物管理側に瑕疵があるとされた事例）】

- ・ 幼児が親の目を離れてエスカレーターに乗り移ることによる事故が明らかに予見される場合、発生防止のための職員の配置を怠ったことは建物管理側の瑕疵。
- ・ 利用者が別の用途に利用することが予見されうる設備等で、当該利用に即した安全対策がとられていない場合には、建物管理側の瑕疵。
- ・ ゴム長靴等による乗降の危険性を呼びかける措置を講じなかったのは建物管理側の瑕疵

- ④ この範囲の中で、正しい使用状態で起こりうるものや、事故が頻発するものなど、通常のリスクと考えざるを得ないもので、運用でカバーする「ソフト対策」のみでは不十分なものについては、建築基準法令により物理的な「ハード対策」が講じられている。（例：三角保護板、スカートガード、踏段の隙間等）

## 【三角保護板（平成 12 年告示 1417 号第 1 第三号）】

- ・ エスカレーターの構造上の特性（自動的に上昇する、通常の設計では交差部ができる等）を踏まえた措置でもあり、子ども（幼児・児童）だけでなく大人でも通常の使用状態において下をのぞき込むといった程度の行動を想定したもの。

## 【スカートガード、踏段の隙間等（平成 12 年告示 1417 号第 1 第一・二号）】

- ・ 僅かな不注意によって起こり得る挟まれ等の事故を想定したもの。

## 2. 今後の検討の論点について

- エスカレーターの通常のリスクを超えるものについては、個別の建物の状況を踏まえ、配慮されるべきものではないか。

(例) ①子どもの利用等が想定される実際の建物の利用環境により生じるリスク

②吹き抜けや滞留スペース等の有無等の個々の建築物自体の特性から生じるリスク

⇒ ハンドレール乗り上げにより体が持ち上がり、転落に至るリスクは、エスカレーターの構造上の特性によるものではなく、個別の建物の状況に応じて建物管理側等において配慮されるべきもの

- 配慮する内容としては、①「建物計画における工夫」のほか、エスカレーターについての②「ハード対策」、③「ソフト対策」の組合せを行うことが考えられる。これらの実際の手段については、設計者、建物管理者の選択によることが適切ではないか。

【①建物計画における工夫によるもの】

(例) 高低差のある吹き抜けに面してエスカレーターを設置しない、人の動線計画の配慮、十分な滞留スペースの確保等

【②エスカレーターへの機械的なハード対策によるもの】

(例) 転落防止板（落下防止板）、誘導手すり、駆け上がり防止板等の設置等

※一方で、設置により新たなすき間等のリスクが生じるおそれがある。

【③エスカレーターへの運用上のソフト対策によるもの】

(例) 安全教育、サイン表示、音声案内、警備員や誘導員の配置、運行速度の調節等

- このため、設計者、建物管理者等の実務者の参考となる情報を取りまとめ、提供することが効果的ではないか。

- また、エスカレーターの安全確保は、利用者自らが安全な利用法を理解することが、事故を減らす最も効果がある対策であることから、所有者、管理者、製造者、保守点検業者、行政すべての関係者は安全教育等に積極的に取り組む必要があるのではないか。